



東労発基0531第4号
平成30年5月31日

関係団体 殿

東京労働局長

平成30年度全国安全週間の実施について

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、来る6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とした、平成30年度全国安全週間を別添の実施要項に基づき全国的に展開いたします。

東京労働局管内における平成29年の労働災害発生状況は、死亡者数66人（前年比13.8%増）、休業4日以上之死傷者数9,837人（前年比2.6%増）とともに増加しており、憂慮すべき状況にあります。

東京労働局では、第13次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関の御協力も得ながら「官民一体」となった労働災害防止の取組を推進しているところですが、全国安全週間の積極的な取組により、広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして第13次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組の啓発及び浸透を図っていきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、別紙を会報等に掲載する、会議で配布する等により、傘下関係事業場に周知するなど、関係者に対する労働災害防止の指導・啓発について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

